

EUの新しい食品表示規則

海外立法情報調査室 植月 献二

【目次】

はじめに

- I EUにおける食品表示の制度
 - 1 食品一般に表示義務を課す法令
 - 2 特定の食品に表示義務を課す法令
- II 新規則の提案
 - 1 欧州委員会の新規則の提案
 - 2 新規則による法規の改廃
 - 3 審議の争点

III 新規則の概要

おわりに

翻訳：消費者への食品情報の提供に関する規則を制定し、併せて欧州議会及び理事会規則（EC）No 1924/2006並びに欧州議会及び理事会規則（EC）No 1925/2006を改正し、並びに欧州委員会指令87/250/EEC、理事会指令90/496/EEC、欧州委員会指令1999/10/EC、欧州議会及び理事会指令2000/13/EC、欧州委員会指令2002/67/EC及び2008/5/EC並びに欧州委員会規則（EC）No 608/2004を廃止する2011年10月25日の欧州議会及び理事会規則（EU）No 1169/2011（抄）

はじめに

欧州連合（以下「EU」という。）は、2011年12月12日、食品の表示に関する規則を施行した。これは、EUの既存の7つの関係法令を廃止し、内容を統合して新規則を制定し、直接市民に適用するものである。主な特徴は、食品

の義務的な表示事項の対象を拡大し、栄養表示を義務化することで、3年後から実施されるが、栄養表示の義務化は5年後から実施される。実施までに、課題となった懸案事項の検討が行われる。

EUにおいて、食品表示に関する法令は、すべての食品に適用されるものと、特定の食品や食品の区分に適用されるものがあるが、この新規則は、すべての食品に適用されるものである。

この新規則は、欧州委員会によって2008年1月に提案⁽¹⁾され、3年以上にわたる協議や論議の末、ようやく関係者間で妥協したことにより制定された。

本稿では、第I章でEUにおける食品表示に関する制度を、第II章でこの新規則の制定に至る背景を、第III章で新規則の概要を紹介し、これを抄訳して末尾に付す。

なお、日本における食品表示は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号）、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて規制され、消費者庁が一元的にその事務を所掌している。消費者庁は、食品表示基準等の企画立案を担当し、執行業務については、厚生労働省及び農林水産省と連携して実施する。

消費者庁は、これまで食品表示の関係法令の統一的な解釈・運用を行うとともに、現行制度の課題の把握を行ってきたが、2010年3月に閣議決定された消費者基本計画⁽²⁾に基づい

(1) COM (2008) 40 final : Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the provision of food information to consumers, 2008/0028 (COD), 30.1.2008. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0040:FIN:EN:PDF>> 以下、インターネット情報は2012年5月31日現在である。

(2) 消費者基本計画は、2010年3月30日に閣議決定され、2011年7月8日に一部改定されている。<<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/110708keikaku.pdf>>

て、平成 24 年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指している。そこで、消費者庁は、2011 年 9 月に食品表示一元化検討会⁽³⁾を立ち上げて、①食品表示の一元化に向けた法体系のあり方、②消費者にとってわかりやすい表示方法のあり方、③一元化された法体系下での表示事項のあり方等について検討を進めている。

EU における食品表示制度は、日本の食品表示一元化に関する今後の法案審議の参考になると思われる。

I EU における食品表示の制度

1 食品一般に表示義務を課す法令

EU における食品表示の規制は、消費者を保護し、消費者自らが食品の内容に関する包括的な情報を得ることができるようにし、消費者が知識に基づいて食品を選択できるようにすることを目的としている。

EU がすべての食品に食品表示義務を課する法令を最初に制定したのは、1978 年であり、それは「最終消費者に販売される食料品の表示事項、表示及び広告に関する加盟国の法令の規定の統一を図る 1978 年 12 月 18 日の理事会指令 79/112/EEC⁽⁴⁾」であった。

この指令は、以降、数十回に及ぶ改正がなされたが、この指令に基づく EU 加盟国間の法規定の相違が食品の自由な流通を阻害し、不公平な競争を生じさせるおそれがあるとされ、2000 年にこの指令は廃止され、これに代わる新しい

指令「食料品の表示事項、表示及び広告に関する加盟国の法令の規定の統一を図る 2000 年 3 月 20 日の欧州議会及び理事会指令 2000/13/EC⁽⁵⁾」が制定された。

この理事会指令も、制定後、これまで数多くの改正を繰り返してきた。主要な改正の例では、肉という用語を哺乳類（豚及び兎を除く）であれば脂肪分が 25% を超えないものと定義する等の改正（欧州委員会指令 2001/101/EC）、アレルギー誘発物質であっても原材料に表示義務を課さないものがあったことから、これらを追加して一覧化し、最終製品にそれらが残存するすべての原材料（食品添加物は除く）を明示する等の改正（欧州議会及び理事会指令 2003/89/EC）、原材料でアレルギー誘発物質であるものを一覧表に追加してその表示を義務化する改正（欧州委員会指令 2005/26/EC、2007/68/EC）などがある。

2 特定の食品に表示義務を課す法令

特定の食品に表示義務を課す法令には、大きく分けて 2 つの種類がある。1 つは、特定の物質を含有し、又は特定の性質を有する食品に課すものである。それらには、表 1 に挙げるように、保存のためにガスを封入した食品や遺伝子組換え生物を含有するものがある。栄養表示に関する指令は、栄養表示を行うこと自体は任意であるが、特定の栄養素に関してその食品の表示や広告に謳う場合は、加盟国はこれに関する栄養表示を行うことをこれに義務付け、その表示要件に従わせなければならない。

(3) 食品表示一元化検討会に関する情報は、消費者庁ウェブサイトの次のページを参照。〈<http://www.caa.go.jp/foods/index12.html>〉

(4) “COUNCIL DIRECTIVE 79/112/EEC of 18 December 1978 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs for sale to the ultimate consumer,” *Official Journal of the European Communities*, L33, 8.2.1979, pp.1-14.

(5) “DIRECTIVE 2000/13/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 March 2000 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs,” *Official Journal of the European Communities*, L109, 6.5.2000, pp.29-42.

表 1 特定の物質を含有する食品に表示義務を課す法令

保存のためにガスを封入した食品や甘味料含有のもの等、特定の区分に属する食品に表示義務を課す指令 (理事会指令 2000/13/EC に規定する事項を除き、特定の食料品の表示における義務的な表示事項に関する 2008 年 1 月 30 日の欧州委員会指令 2008/5/EC)
遺伝子組換え生物 (GMO) を含有する食品に、その旨の表示義務を課す規則 (遺伝子組換え生物の追跡可能性及び表示事項並びに遺伝子組換え生物由来の食料及び飼料の製品の追跡可能性に関して定め、併せて指令 2001/18/EC を改正する 2003 年 9 月 22 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) 1830/2003)
栄養表示に関して定める指令 (食料品の栄養の表示事項に関する 1990 年 9 月 24 日の理事会指令 90/496/EEC ⁽⁶⁾)

(出典) 筆者作成

表 2 特定の食品に表示義務を課す法令

牛肉・牛肉製品に関し、個別動物の識別番号、と畜場及び解体処理場の許可番号、出生及び育成国、と畜が行われた国の表示義務を課す規則 (牛属の動物の識別及び登録並びに牛肉及び牛肉製品の表示事項に関する制度を定め、併せて理事会規則 (EC) No 820/97 を廃止する 2000 年 7 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1760/2000)
蜂蜜製品に関し、料理用の場合のその旨の表示、原産国等の表示義務を課す指令 (蜂蜜に関する 2001 年 12 月 20 日の理事会指令 2001/110/EC)
青果物製品に関し、原産国の表示義務を課す規則 (果物及び野菜部門における理事会規則 (EC) No 2200/96、(EC) No 2201/96 及び (EC) No 1182/2007 の実施規則を定める 2007 年 12 月 21 日の欧州委員会規則 (EC) No 1580/2007)
水産物製品に関し、その種、海産・淡水産・養殖の別、捕獲区域の表示義務を課す規則 (漁業及び水産養殖製品市場の共通組織に関する 1999 年 12 月 17 日の理事会規則 (EC) No 104/2000)
オリーブ油製品に関し、バージンオイル等製品区分の表示義務、製品化地域及び生産地等の表示義務を課す規則 (オリーブ油の販売基準に関する 2002 年 6 月 13 日の欧州委員会規則 (EC) No 1019/2002)
ココア及びチョコレートに関し、カカオバター以外の植物性脂肪を含有する場合にその旨の表示義務を課す指令 (人の消費向けのココア及びチョコレート製品に関する 2000 年 6 月 23 日の欧州議会及び理事会指令 2000/36/EC)
ワインに関し、表示義務を課す規則 (農業市場の共通組織を設置し、及び特定農業製品の特別規定に関する 2007 年 10 月 22 日の理事会規則 (単一 CMO 規則) (EC) No 1234/2007)
香味付けワイン等に関し、表示義務を課す規則 (香味付けワイン、香味付けワインベース飲料及び香味付けワイン製品カクテルの定義、説明及び提示に関する通則を定める 1991 年 6 月 10 日の理事会規則 (EEC) No 1601/91)
蒸留酒に関し、表示義務を課す規則 (蒸留酒の定義、説明、提示、表示及び地理的表示保護に関して定め、併せて理事会規則 (EEC) No 1576/89 を廃止する 2008 年 1 月 15 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 110/2008)

(出典) 筆者作成

(6) "COUNCIL DIRECTIVE 90/496/EEC of 24 September 1990 on nutrition labelling for foodstuffs," *Official Journal of the European Communities*, L276, 6.10.1990, pp.40-44.

もう1つは、食品や食品群を特定して表示義務を課す法令である。これらは、すべての食品に共通の表示義務のほかに、特定の義務をこれに課すもので、参考までに主要な法令を表2に列挙する。これらは、BSE（狂牛病）で問題になった牛肉をはじめとし、農水産物に関して何らかの個別の表示義務を課す法令の例であるが、欧州の主要な産業であるワインや蒸留酒等、アルコール飲料についての規定も多い。今回の新規則制定に際して、整理統合された法令については、次章第2節の表3を参考にされたい。

II 新規則の提案

1 欧州委員会の新規則の提案

(1) 新規則の提案まで

すべての食品に表示義務を課す理事会指令2000/13/ECは、これまで多くの改正を重ね、規制も厳しくしてきたが、時代に適合させるための改正が必要であるとの認識が食品市場及び消費者において高まってきた。

欧州委員会の保健及び消費者総局は、2003年の段階で、食品の表示事項の法制に関して、その効果、根拠規定を再評価し、消費者の需要や期待を特定するため、委託評価を行った。その報告書の結論は、この指令の目的に照らして依然多くの問題点が存在することを指摘し、将来の規制強化に向けた勧告を行っている⁽⁷⁾。

欧州委員会は、この報告書の結論を受け、改正案の策定に向けて、2006年3月から6月にかけて、政府機関、NGO、企業及び個人を対象に、現行法に対する意見や改正の必要性について調査を行い、特定の項目については、加盟国、企業又は消費者に対しても調査を行った⁽⁸⁾。

この調査によれば、消費者は、明瞭で、簡潔で、包括的で、標準化され、かつ、信頼できる表示事項を求めているが、企業側は、義務的表示を増加させ、詳細で技術的要素が強い法令の改正には経費負担が伴うと懸念を示していた。間に立つ加盟国政府としては、それぞれの国が有する具体的課題に配慮しつつ消費者と企業の利害の均衡をとりたいたした。

一般的な食品の表示事項について、特に、消費者の関心が高かったのは、文字の可読性、アレルギー等誘発物質の情報の欠如、原産国及び原産地表示義務の拡大、アルコール飲料の原材料表示の必要性に関してであった。また、必要な立法形式については、指令ではなく規則によることを圧倒的に支持した。これは、指令を各国の国内法で実施する場合に、各国が制定する国内法相互の間に不整合が生じる可能性があるが、直接加盟国民に適用する規則であればそのおそれがなくなるからである。

栄養表示に関しては、重要な情報源であると消費者は考えており、消費者及び公衆衛生関係NGOは、その表示の義務化を要求し、反面、大方の企業は、これが任意であることを望んだ。加盟国政府は、その義務化に基本的には賛成ではあるが、それぞれの国内事情により特定の製品又は特定の部門については特例とすべきであると留保した。

こうした調査や影響評価を行った上で、欧州委員会は、「はじめに」で触れたように、2008年1月30日、新規則の提案を行った。これは、指令であった2000/13/ECを廃止して、今度は、規則として新しく制定し、義務化の範囲も拡大しようとするものであった。

(7) The European Evaluation Consortium (TEEC), *Evaluation of the food labelling legislation*, (Framework contract for evaluation and evaluation-related services: BUDG-02-01 L2), 18 October 2003. (http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/effl_conclu.pdf)

(8) 欧州委員会は、2006年3月13日から6月16日まで意見公募を行い、同一組織からの意見は1つとみなして175の回答を得た。(http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/betterregulation/index_en.htm)

(2) 新規則案の目的

この規則案の目的は、域内市場の円滑な機能を確保しつつ、消費者が、食品の内容に理解を深め、健康に配慮した食品選択が可能となるように、食品包装に表示する情報の具体的要件をより明確にすることであり、食品生産流通過程のすべての事業者に適用するものであった。案に示された方針及び具体的な内容は、次のように要約できる⁽⁹⁾。

① これまでの食品の表示事項の表示要件を現実に合わせて刷新し、簡素化し、明瞭にする。実現方法としては、食品一般に適用する複数の法規定を再構成し、1つの規則にまとめることとし、食品個別に適用する法規と食品一般に適用する法規の整合性を確保する。

② 義務的な表示事項と任意のそれを明確に区別する。一般的な表示事項に関する要点は次のとおりである。

- ・ 食品生産流通段階におけるすべての事業者について、食品の表示事項に関するそれぞれの責任を明確にする。
- ・ 表示する印刷文字の最小の大きさを規定して読みやすくする。
- ・ 小売店や外食業で販売する無包装の食品に、アレルギーを誘発する原材料の情報提供を義務化する。
- ・ ワイン、蒸留酒及びビールについては、その特殊性に鑑み、原材料表示一覧及び栄養表示を義務化することに関し、具体的措置の提案の可能性を含めて欧州委員会が報告書を作成する。
- ・ 任意である原産国又は原産地表示であって

も、この表示が無い場合において消費者の誤解を招くおそれがあるときにはその表示を義務とする。

- ・ 複数の原材料を使用する製品及び牛肉以外の肉についても、原産国又は原産地表示の義務を課す規準を導入する。
- ③ 栄養表示を義務とする。
 - ・ 表示を義務とする事項は、エネルギー、脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物及び糖類並びに塩とし、100g若しくは100ml当たり又は1人前の量で、包装の表の面に表示する。さらに、基準摂取量に関する表記も義務とする。
 - ・ アルコール飲料の場合は、ワイン、蒸留酒及びビールは特例として欧州委員会の報告を待ち、その他はエネルギー量のみの表示を義務化する。

2 新規則による法規の改廃

欧州委員会がこの規則を提案した背景には、欧州委員会の「より良い規制」政策、リスボン戦略及びEUの持続可能な発展の戦略があり、この規則案はこれらに則って策定されたものである。すなわち、欧州委員会は、食品の安全を確保し、公衆の高度の健康保護を維持し、かつ、欧州食品産業の競争力を高めることを目的に置きつつ、規制方法を簡素化することによって法令管理に関する事務の負荷を減らそうとしているのである。⁽¹⁰⁾

この規則案は、すべての食品に表示義務を課す2000/13/ECを廃止すると同時に、より良い規制の趣旨に沿って、関係法令を簡素化して統

(9) COM (2008) 40 final *op.cit.*(1); “2008/0028 (COD) - 30/01/2008 *Legislative proposal*,” *Legislative Observatory*, European Parliament. <<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/summary.do?id=1023256&t=e&l=en>>

(10) リスボン戦略では成長と雇用に焦点が置かれ、欧州委員会は、これに資する規制の枠組みを確保するために、より良い規制に関する包括的な戦略を打ち出している。より良い規制とは、原語で Better Regulation である。より良い規制の政策が目標とするのは、既存法規の統合、集成、簡素化等である。欧州委員会の Better Regulation のウェブサイトを参照。<http://ec.europa.eu/governance/better_regulation/index_en.htm>

表3 廃止される法令

食料品の表示事項、表示及び広告に関する加盟国の法令の規定の統一を図る 2000年3月20日の欧州議会及び理事会指令 2000/13/EC
食料品の栄養の表示事項に関する 1990年9月24日の理事会指令 90/496/EEC
最終消費者に販売されるアルコール飲料の表示事項におけるアルコール度数の表示に関する 1987年4月15日の欧州委員会指令 87/250/EEC
食料品の表示事項に関する理事会指令 79/112/EEC 第7条の規定の特例を定める 1999年3月8日の欧州委員会指令 1999/10/EC
キニーネを含有する食料品及びカフェインを含有する食料品の表示事項に関する 2002年7月18日の欧州委員会指令 2002/67/EC
理事会指令 2000/13/EC に規定する事項を除き、特定の食料品の表示における義務的な表示事項に関する 2008年1月30日の欧州委員会指令 2008/5/EC
植物ステロール、植物ステロールエステル、植物スタノール又は植物スタノールを添加された食品及び食品の原材料の表示事項に関する 2004年3月31日の欧州委員会規則 (EC) No 608/2004

(出典) 筆者作成

表4 改正される規則

食品の栄養及び健康強調表示に関する 2006年12月20日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1924/2006
食品へのビタミン及びミネラル並びに特定の他の物質の添加に関する 2006年12月20日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1925/2006

(出典) 筆者作成

合するために、6指令及び1規則を廃止し、2規則を改正するとした⁽¹¹⁾。従前の内容が新規規則に取り込まれて廃止されるものは、表3に示した7法令である。

これらの法令の廃止に加えて、表4に示す2つの規則の関係条項を改正する。これらの改正は、それぞれ規定する特定の表示義務を新規規則のそれと整合させるために行うものである。

3 審議の争点

この規則案の主な審議経過は次のとおりである⁽¹²⁾。

2008年2月1日 欧州委員会が提案を欧州

議会及び理事会に送付

2010年6月8日 理事会にて審議

2010年6月16日 欧州議会第1読会の意見

2010年12月7日 理事会での合意

2011年7月6日 欧州議会第2読会の意見

2011年9月29日 理事会第2読会での承認

欧州委員会が規則案を提出してから関係者の合意が形成されるまでに、実に3年半の期間を要しているが、その背景には、多くの利害関係者の意見対立があった。次に、論点となった事項についていくつか紹介する。

最初の理事会の審議では、そもそも事業者の

(11) 提案から採択まで4年弱の経緯があり、その間、法令の改廃等もあったため、ここでは最終的に改廃されたものを記述する。

(12) 審議 (2008/0028/COD) の経過については、次を参照。PreLex- Monitoring of the decision-making process between institutions <http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=196686>

責任については、食品法の一般原則及びその要件並びに食品安全の事項に関する手続を定めている欧州議会及び理事会規則⁽¹³⁾の第17条（食品事業者の責任）の規定で十分であるという意見が加盟国の大勢であった⁽¹⁴⁾。

一方、欧州議会の立場は、食品表示は、消費者の健康保護を重視するものでなければならず、消費者に誤解を生じさせるものであってはならないとし、その第1読会においては、立場によって意見も多様であったが、主として次の修正点が主張された⁽¹⁵⁾。

まず、欧州委員会が提示したように、包装食品への栄養表示を義務とし、さらに、悪玉コレステロールとの関係が指摘されるトランス脂肪酸については、その表示を義務とした。

栄養表示においては、特に争点となったのが、その表示方法である。英国では、脂肪、糖類、塩の高い含有率に応じて、その健康への影響を考慮し、交通信号のように赤・黄・緑の色で一

目で消費者が判別できるように表示する制度を実施している。消費者団体や健康保護グループはこの色分けの義務化を主張したが、激しい業界のロビー活動に遭って最終的に欧州議会の意見の中には取り入れられなかった。

食品表示を行う位置を包装の表の面とするか他の面とするかでは、欧州委員会の提案は「表の面」であり、欧州議会において本会議に提出する法案や報告書の策定や修正を行なう委員会で、この主題を担当した環境、公衆衛生及び食品安全委員会もこれに賛成していたのに反し、最終的に採択した欧州議会の意見では、表の面に表示する義務は限定的なものにとどまった。

文字の大きさについては、欧州委員会提案の3mm（小文字エックス（x）の高さ）以上という基準に対しては具体的に評価せず、読みやすさに関する別の規準を参照して欧州委員会が今後「委任された法行為」⁽¹⁶⁾によって決めるとした。

健康への影響が懸念されるナノ材料⁽¹⁷⁾や食欲

(13) “REGULATION (EC) No 178/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety,” *Official Journal of the European Communities*, L31, 1.2.2002, pp. 1-24.

(14) “3019th Council meeting Employment, Social Policy, Health and Consumer Affairs Luxembourg, 7 and 8 June 2010,” *PRESS RELEASE*, PRES/10/156, 07/06/2010. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/10/156&format=HTML&aged=0&lg=en&guiLanguage=en>> 第17条は、食品関係の事業者は、食品法の要件を遵守すること、加盟国は、食品法の実施を確保し、違反に対する適切な措置や罰則を規定する等の一般的な義務のみが規定されている。

(15) “2008/0028 (COD)- 16/06/2010 Text adopted by Parliament, 1st reading/single reading,” *Legislative Observatory*, European Parliament. <<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/summary.do?id=1114791&e&l=en>> ; “Food industry wins battle on 'traffic light' labels,” *EurActiv.com*, Published 17 June 2010 · Updated 25 June 2010. <<http://www.euractiv.com/consumers/food-industry-wins-battle-traffic-news-495324>> を参照。

(16) 委任された法行為とは、欧州委員会又は理事会が立法手続に従って採択した立法行為について、その「本質的でない特定の要素を補足し又は修正するため」に、「一般的に適用する非立法行為」を採択する権限を欧州委員会に委任することである。その時、委任する権限の目的、内容、範囲及び期間についてはその立法行為で明確に規定しておく。また、理事会及び欧州議会が共に拒否権を持つことが特徴である。委任された法行為については、植月献二「リスボン条約後のコミトロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み」『外国の立法』No.249, 2011.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050721_po_02490002.pdf?contentNo=1> を参照。

(17) 物質をウイルスより小さいナノ単位の大きさにすると、その物質がこれまで有していなかった機能や性質が現れることがある。物質を細かくすることによってその表面積が増大すると、それだけ活性度が高まり、その反応性は飛躍的に高まるほか、力学的、熱的、電氣的、磁氣的及び光学的な特性も大きく変わる。こうしたナノレベルの微小な構造を持つ物質をナノ材料又はナノマテリアル（engineered nanomaterial）という。詳しくは次の記事を参照。植月献二「ナノマテリアルの安全性—EUの化粧品規則制定をめぐって」『外国の立法』No.245, 2010.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050535_po_024501.pdf?contentNo=1>

増進物質を含有する場合は、その表示を義務とし、甘味料を含有するものについては包装の表の面に表示することを義務付けるとした。

原産国又は原産地表示については、牛肉等、既にその表示が義務化されているもの以外の肉、魚介、家禽及び酪農製品について、それが原材料の1つに過ぎないとしてもその表示を義務化するとした。

これらを含む92項目に及ぶ修正を行う欧州議会の意見は、賛成559、反対54及び棄権32で採択された。

欧州議会のこの意見を受けて、理事会では審議を重ね、関係者との協議を続けた。その結果、最終的に欧州議会の修正の75項目を受入れ、欧州議会第2読会の前に妥協が成立した⁽¹⁸⁾。

協議の過程で、業界からは、各国伝統の食品について特別の扱いをするよう要求があり、例えばドイツ伝統のパンには塩分が多く、健康的な食品という広告ができなくなるなどのお国柄の主張もあったが、消費者保護団体は、これに対し、砂糖や塩の含有が伝統的であることで除外されることは納得できることではなく、そもそも「伝統的」という場合も曖昧な用語であると主張した⁽¹⁹⁾。

栄養表示の栄養素である塩又はナトリウムは、日本の栄養表示基準（平成15年4月24日厚生労働省告示第176号）⁽²⁰⁾においては、ナトリウムの量を記述することが規定されている。EUの栄養表示の理事会指令90/496/EECも、

塩ではなく、ナトリウムと規定している。これを今回は塩としたことにも議論があった。食塩とナトリウムの量の関係は、「食塩相当量(g) = ナトリウム量(mg) × 2.54 ÷ 1000」の式であらわされるので、どちらに決めようが換算できるものではある。しかし、食塩の業界団体である欧州塩生産者協会(EuSalt)は、例えば、ナトリウムを含有するミルクやヨーグルトは、食塩を含有しないにもかかわらず食塩換算で表示をしなければならなくなり却って誤解を生むことになるなどと、これに反対する主張を展開⁽²¹⁾していた。しかし、結局、この主張は受け入れられず、塩の量を記述するという事となった。

最終的に得られた合意結果についての詳細な説明は、制定された新規則の概要を紹介する次章に譲るが、栄養表示が義務とされたことは大きな改正であり、エネルギー量並びに脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物、タンパク質、糖類及び塩については、同一視野に入る場所に100g又は100ml当たりの量を表示することで決着した。

その他、主な争点で結論の得られた事項としては、①文字サイズの最小基準は、欧州委員会提案3mmよりはるかに小さい1.2mm（小文字エックス(x)の高さ）という理事会の主張する値で合意されたが、アレルギー誘発物質については太字で強調すること、②原産国又は原産地表示については対象を拡大したこと、③原材料に植物油が使用されている場合、その由来を表示する義務はこれまで無かったが、ヤシ油

(18) “2008/0028 (COD) - 28/02/2011 Council position,” *Legislative Observatory*, European Parliament, <<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/summary.do?id=1143877&t=e&l=en>>

(19) “EU food labelling rules under attack,” *EurActiv.com*, Published 18 January 2011 - Updated 25 January 2011. <<http://www.euractiv.com/cap/eu-food-labelling-rules-attack-news-501333>>

(20) 同規準第2条第1項に、食品の栄養成分量及び熱量に関し表示する事項は、当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位当たりのたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量とされている。

(21) EuSaltの声明は次を参照。*EUSALT POSITION ON THE PROPOSAL FOR A REGULATION ON THE PROVISION OF FOOD INFORMATION TO CONSUMERS COM (2008) 40*, Brussels: 20.06.2011. <<http://www.eusalt.com/pages/press-corner/file.handler?f=Position%20paper%20on%20Consumer%20Information%20110620.pdf>>

のプランテーションが熱帯雨林や野生動物に悪影響を与えていると指摘する議員によってその由来を表示する義務を設けるべきことが主張され、これが反映されたことなどがある。

結論の出なかった主な争点としては、①トランス脂肪酸の表示義務、②アルコール度数1.2%以上の飲料についての原材料表示及び栄養表示の義務、③原産国等の表示義務の対象拡大については別途検討を継続することとし、当面の義務的な表示事項の対象から外すことなどがある。

Ⅲ 新規則の概要

こうした経緯を背景に、この規則は、2011年11月22日、「消費者への食品情報の提供に関する規則を制定し、併せて欧州議会及び理事会規則(EC) No 1924/2006並びに欧州議会及び理事会規則(EC) No 1925/2006を改正し、並びに欧州委員会指令87/250/EEC、理事会指令90/496/EEC、欧州委員会指令1999/10/EC、欧州議会及び理事会指令2000/13/EC、欧州委員会指令2002/67/EC及び2008/5/EC並びに欧州委員会規則(EC) No 608/2004を廃止する2011年10月25日の欧州議会及び理事会規則(EU) No 1169/2011⁽²²⁾」(以下「新規則」という。)として公布され、その20日後に施行された。

新規則の大きな特徴は、法形式を規則として直接EU市民に適用したこと、栄養表示に関する理事会指令90/496/EECを廃止し、栄養表示を義務としたことである。

新規則は、全7章55か条及び15の附則から成り、構成は次のとおりである。

- 第I章 総則(第1条～第2条)
- 第II章 食品情報に関する一般原則(第3条～第5条)
- 第III章 食品情報の一般要件及び食品事業者の責任(第6条～第8条)
- 第IV章 義務的な食品情報(第9条～35条)
- 第V章 任意的な食品情報(第36条～第37条)
- 第VI章 加盟国の措置(第38条～第45条)
- 第VII章 施行、改正及び補則(第46条～第55条)
- 附則第I 用語の詳細な定義
- 附則第II アレルギー又は不耐性を誘発する物質又は製品
- 附則第III 表示事項に追加的事項を記載しなければならない食品
- 附則第IV 小文字エックスの高さの定義[文字の大きさの定義]
- 附則第V 義務的な栄養表示の要件から除外される食品
- 附則第VI 食品の名称及びこれに付帯して表示する特定の事項
- 附則第VII 原材料の表示[方法]及び[用語の]指定
- 附則第VIII 原材料の量の表示
- 附則第IX 正味量の表示
- 附則第X 賞味期限、消費期限及び冷凍日付
- 附則第XI 原産国又は原産地表示が義務とされる肉の種類
- 附則第XII アルコール度数
- 附則第XIII 基準摂取量
- 附則第XIV 換算係数

(22) “REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directives 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004,” *Official Journal of the European Union*, L304, 22.11.2011, pp.18-63. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:304:0018:0063:EN:PDF>>

附則第Ⅴ 栄養表示の表現及び提示

新規則の主な内容は、次のとおりである。

【趣旨及び適用範囲】

新規則は、域内市場の円滑な機能を確保しつつ、食品情報に関して消費者を高い水準で保護する基礎を定めるもので、特に食品の表示事項を管理する一般的な原則、要件及び責任を定める。適用範囲は、食品生産流通過程のすべての段階における食品情報の提供に係る食品事業者であり、提供先は、最終消費者だけでなく、レストラン、食堂、学校、病院、仕出し会社等を始めとする外食関係の施設すべてを含んでいる。(第1条)

【食品表示の原則・要件】

食品情報は、最終消費者が、知識に基づいた選択を行うために必要な論拠を提供するものであり、その目的は、消費者の健康及び利益を高い水準で保護することにある。EU法において食品情報に関する新しい要件を定める場合は、経過期間を置くこととし、その期間の終了前に市場に卸した食品は、その在庫がなくなるまで販売することができる。(第3条)

食品情報、特に表示事項を管理するEU法により義務的な食品情報を規定する場合、食品を特定する情報、食品の組成又は特性に関する情報、消費者の健康保護及び食品の安全使用に関する情報、栄養の特質に関する情報に分類される情報に関するものでなければならない(第4条)。

食品表示法の分野においてEUで採る措置で、公衆の健康に影響する可能性があるものは、事前に欧州食品安全機関と協議しなければならない(第5条)。

【食品情報の一般要件及び食品事業者の責任】

表示は、消費者に誤解を生じさせるもので

あってはならず、正確かつ解りやすいものとし、その食品が実際に有しない属性が存在するかのように見せかけてはならない。これは、広告や陳列にも適用する。(第7条)

【義務的な食品情報】

新規則に規定する例外を除いて、次の12項目の表示を義務とする(第9条第1項)。

- ①食品の名称
- ②原材料の一覧表
- ③アレルギー又は不耐性を誘発するすべての原材料、加工助剤等
- ④原材料又は原材料区分の分量
- ⑤食品の正味量
- ⑥賞味期限又は消費期限
- ⑦特別な保存条件又は使用条件
- ⑧食品事業者の氏名又は事業名及びその住所
- ⑨原産国又は原産地
- ⑩使用方法(説明が無ければ食品を適切に使用することが難しい場合)
- ⑪アルコール度数1.2%を超える飲料のアルコール度数
- ⑫栄養表示

ただし、表面積が10cm²未満の包装・容器の場合には、食品の名称、アレルギー等誘発物質、正味量及び消費期限のみの表示で足りる等の特則を定めている(第16条)。そのほか、特定の種類又は区分の食品に対して追加すべき個別の表示事項、例えば、特定ガス封入食品、甘味料、グリチルリチン酸、カフェインを含有する等の特定の製品に対して必要な項目の記載、冷凍肉の冷凍日の記載等を附則第Ⅲに定めている(第10条)。

通信販売の場合でも、購入契約に先立って消費期限以外の情報はすべて提供しなければならない(第14条)。

義務的な表示事項の印刷文字には、1.2mm(小文字xの高さ)以上のフォントを用いなければ

ばならないが、包装等の最大面の面積が80cm²未満である場合は、0.9mm以上でよいとされる。食品の名称、正味量及びアルコール度数は、目視可能な同一面に表示しなければならない。(第13条)

栄養表示については、他のEU法に特別の規定がない限り、附則第Vに掲げる食品については義務としておらず、附則第Vでは、単一の原材料からなる未加工食品、単一の原材料で加工は熟成に限定する加工食品、炭酸ガスや香料を含有する飲用水等の食品、包装等の最大面の面積が25cm²未満である食品、少量の消費者に直接販売する食品等の19種類の食品区分が特例として一覧化されている。また、同様に他のEU法に特別の規定がない限り、アルコール度数が1.2%を超える飲料に対して、原材料一覧及び栄養表示を義務としていない。(第16条)

【原材料の一覧表】

義務的な表示事項のうちの原材料の一覧表については、すべての原材料を重量の降順に表示し、附則第VIに該当するものについてはその指示に従う。例えば、解凍、放射線照射されたものについてはその旨の記述を加え、また、原材料で本来の材料を模造するもの、例えば植物油から作ったチーズや合成肉等については、その商標名に続けてその75%以上の文字サイズでその旨を明記する等の指示に従う。その他、技術的な規定は附則第VIIによる。附則第VIIIは5つの部で構成され、ちなみに、A部は、加水、濃縮等の場合の原材料について表示方法を具体的に規定し、植物油脂はそれが由来する植物の名称も表示しなければならないこともここに規定されており、B部は、特定の原材料について具体的な名称ではなく区分の名称を用いるとし、油脂やチーズ等々の食品の場合に表示するその区分の名称を指定している。(第18条第1項、第2項及び第4項)

ナノ材料については、すべて表示しなければならない、「(nano)」という用語を該当する原材料名の直後に付加する(同上第3項)。

第19条には、原材料の一覧表の表示自体が免除される食品についての規定があり、特定の条件を満たす青果物、炭酸水、発酵酢、チーズ・バター等及び単一原材料からなる食品が定められている。

第20条は、原材料の一覧表に表示する必要のない成分が規定され、例えば、製造工程で一時的に分離し元に戻したもの、食品添加物及び食用酵素、水などが挙げられ、その具体的な条件が規定されている。

【アレルギー表示】

アレルギー症状等を誘発する物質の表示義務については対象が広げられ、その物質又は製品が明確に食品の名称に言及されている場合を除いて、附則第IIに掲げる14項目の物質又はこれらが使用されている製品については、その名称をすべて表示しなければならない。附則第IIには、グルテン含有穀物、甲殻類、卵、魚、落花生、大豆、乳、木の実、セロリ、辛子、胡麻、二酸化硫黄及び亜硫酸塩含有物、ルピナス(マメ科の植物)、軟体動物が挙げられ、その表示義務に該当する場合の具体的な条件が規定されている。また、これらの物質又は製品の名称は、例えば書体、字体又は背景色により、ひと目で識別できるように強調しなければならない。複数の原材料又は加工助剤がこの附則に該当する物質又は製品の1つだけのものに由来している場合は、どの原材料又は加工助剤がそれに該当しているかを明確に表示しなければならない。(第21条)

【原産国又は原産地表示】

蜂蜜、青果物、魚介類、牛肉及び牛肉製品、オリーブ油には、既に原産国又は原産地表示が

必要なことが他の法令で規定されているが、原産国又は原産地が表示されていないときに消費者が異なった原産国等のものと誤解するおそれがある場合には当該表示を義務とし、また、豚、羊、山羊及び家禽の肉に対して当該表示を新規に義務とした。食品に当該表示があっても、それがその主たる原材料のものと異なる場合は、主たる原材料の原産国等も表示するか、その食品の当該表示が主たる原材料のそれと異なることを表示しなければならない。なお、表示義務の対象拡大を検討することも規定されている（後述）。（第26条、附則第Ⅵ）

【アルコール表示】

ワインには、別の法令が適用されるが、アルコール度数1.2%以上の飲料については度数を表示し、その誤差の許容範囲については附則第Ⅸに規定する（第28条）。

【栄養表示】

エネルギー、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、たんぱく質、塩の量の表示を義務とし（第30条第1項）、原則として100g又は100ml中の含有量を記載する（第32条）。ただし、附則第Ⅴに規定する単一材料の未加工食品、塩、食品添加物、包装又は容器の最大面の面積が25cm²未満の食品等の19種類の食品は特例とし、アルコール度数が1.2%を超える飲料に対しても栄養表示を義務としない（第16条）。その他、一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、多価アルコール、でんぷん、食物繊維及びビタミン及びミネラルについての表示は任意とした（第30条第2項）。ただし、ビタミン及びミネラルの量を表示する場合は、その1日の基準摂取量に対する割合を表示（百分率）しなければならない（第32条第3項）。

これらの量は、100g又は100ml中の表現形式に加えて、1人前（portion）又は1消費単位

の数量が明記されている場合は、それらの単位量を追記できる（第33条）。

表示の仕方としては、包装の1つの面に表形式で、かつ、附則第Ⅹに規定する表示順序で表示するが、表形式にするだけの余裕がなければ追込み形式で記述してよい（第34条第1項及び第2項）。エネルギー量は、単独で、又は他の義務的な表示事項と共に、包装の表の面にも重複して表示できる（第30条第3項及び第34条第3項）。

【任意に行う表示】

義務を課されていない表示事項であっても、これを任意に行う場合は、この規則に規定されたそれぞれの表示要件を満たさなければならず、消費者に誤解を生じさせ、不明瞭であり又は混乱させるものであってはならない（第36条）。

【包装されていない食品について】

最終消費者又はレストラン等の食事施設に対し、食品が包装されることなく提供される場合又は量り売りなど食品が消費者の求めに応じて販売所において包装され、若しくは直接販売のために事前に包装される場合には、義務的表示はアレルギー誘発物質に限定することとし、その他の事項については、加盟国の国内措置に委ねる（第44条）。

【施行及び適用期日、経過規定、改正等】

この規則は、欧州連合官報に掲載して公布した日（2011年11月22日）から起算して20日を経過した日から施行する。この規則は、2014年12月13日から適用されるが、栄養表示に関する規定は、2016年12月13日から適用される。附則第ⅥB部（挽き肉の用語に関する特定の表示要件）については2014年1月1日から適用する。（第55条）

適用期日より前に市場に卸されるか、又は食品情報表示を付与された食品で、新規要件に適合しないものでも、その在庫が尽きるまでは、その食品を販売することができる（第54条）。

実施に必要な細則や基準の策定については、該当する条項の規定にしたがって、欧州委員会は、審査手続による実施法行為を採択しなくてはならないこと、又はすることができるとしており、審査する委員会は、食品生産流通過程及び家畜衛生に関する常設委員会とする（第48条）²³⁾。

また、この規則の改正については、「委任された法行為」を欧州委員会が採択できることを定めている。附則の改正については、欧州委員会は、第51条の規定に基づく「委任された法行為」によって改正を行うことができるほか、義務的な表示事項を文字及び数字に代替して記号等で表示すること、表示事項への追加的記述の改正、義務的な表示事項を包装又はラベル以外に表示することが望ましい場合の規準、表示文字の可読性に関する規定の策定、ナノ材料の定義、原材料の一覧表を省略できる食品の補足、アレルギー誘発物質指定の改正、特定食品について正味量の他の表現を策定する手続、栄養表示の内容に関する規定の改正、ビタミン等の換算係数に関する規定の改正、任意に提供する食品情報でこれについて欧州委員会が実施法行為を採択する対象（意図せず混入するアレルギー誘引物質、菜食主義者等向け食品への適合性等）の規定の追加については、この手続によって改正する²⁴⁾。（第51条、第52条）

【報告期限付きの懸案事項】

この規則の規定を適用する期限までに、欧州委員会には、次のような欧州議会及び理事会に対する報告書を作成し、EU法を立法提案する等の義務が課せられている。

(1) 2014年12月13日までに、新規規則が表示義務を課していない次の事項について影響評価を行い、報告書を作成し、必要に応じて関係EU法改正の提案を行うこと。

① アルコール度数1.2%以上の飲料に原材料名及び栄養分表示を課すこと（アルコポップス²⁵⁾の定義の提案を含む）（第16条第4項）。

② 次の項目に対して原産国又は原産地表示を課すこと（第26条第5項）。

- ・牛、豚、羊、山羊及び家禽以外の肉の種類
- ・乳及び酪農製品中に原材料として使用される乳
- ・未加工食品
- ・単一原材料の製品
- ・食品に50%を超えて存在する原材料
- ・原材料として使用される肉

(2) 2013年12月13日までに、欧州委員会は、原材料として使用する肉に係る原産国又は原産地の義務的な表示に関する報告書を提出すること（第26条第6項）。

(3) 特に動物の出生、育成及びと畜した場所を考慮して、次の事項に関する実施法行為を2013年12月13日までに採択すること（第26条第8項）。

① 豚、羊、山羊及び家禽の原産国又は原産

²³⁾ EUにおいて、規則、指令及び決定を実施する主体は原則的に各加盟国であるが、それを行う前提として、一律の条件が必要とされる場合には、実施に必要な法的拘束力のある規則や決定等の「実施法行為」を採択する権限を欧州委員会に委任する。その際、越権とならないように欧州委員会の権限実施を統制するための手続が欧州議会及び理事会規則（EU）No 182/2011で定められており、コミットロジー手続と呼ばれている。ここでは、その手続のうちの審査手続を指定している。詳しくは、植月 前掲注(16)を参照。

²⁴⁾ 対象となる条項は、第9条第3項、第10条第2項、第12条第3項、第13条第4項、第18条第5項、第19条第2項、第21条第2項、第23条第2項、第30条第6項、第31条第2項、第36条第4項及び第46条である。委任された法行為については、植月 前掲注(16)。

²⁵⁾ アルコポップスとは、アルコールと炭酸飲料等を混ぜたアルコール度数の低い飲料である。

地表示の適用

- ② その主たる原材料の原産国又は原産地が食品のものと異なる場合に、主たる原材料の原産国等を表示する、又は原産国等が両者で異なることを表示することの適用
- (4) 食品における、消費者へのトランス脂肪酸に関する情報提供又はその利用に関する制限を含め、EU 住民の食事におけるその存在に関する報告書を 2014 年 12 月 13 日までに提出し、必要に応じて立法提案を行うこと（第 30 条第 7 項）。
- (5) 2017 年 12 月 13 日までに、栄養表示の追加的な表現形式及びその使用、域内市場への影響等に関する報告書を提出し、必要に応じて EU 法の改正提案を行うこと（第 35 条第 5 項）。

おわりに

これまで見たように、本稿で紹介した新規規則は、すべての食品に課す情報表示の一般的規制であるが、これとは別に、食品や食品群を特定して表示義務を課す法令があり、そのほか、食品の栄養及び健康強調表示に関する規則⁽²⁶⁾などもある。それゆえ、新規規則は、食品表示についてすべてを網羅する統合的な規則ではない。

しかし、これまでの法令を簡素化し、「指令」に従って加盟国が制定する国内法の規定相互に

生ずる不整合を解消するために、直接市民に適用する「規則」として明確化したこと、そして、栄養表示を義務化し、アレルギー誘発物質表示の厳格化、ナノ材料の表示義務化、原産国等の表示拡大、さらに表示の見やすさ及び読みやすさを図っていることは、EU としては大きな前進であり、消費者の食品選択の可能性を拡げ、消費者の健康をより重視したものと評価できよう。

新規規則に対しては、さまざまな立場から評価されているところであるが、最後に、欧州議会がこの問題を担当した環境、公衆衛生及び食品安全委員会の報告者であるレナーテ・ゾンマー（Renate Sommer）議員が、欧州議会第 2 読会の翌日、プレスに対して行った指摘を紹介しておきたい。それは、食品業者の手間が増えて食品価格の上昇を招き、結局それが消費者に転嫁されるおそれがあること、また、新しい要件は小規模の生産者にとって高くつく可能性があるということである⁽²⁷⁾。

消費者の健康、市場の円滑な機能確保、社会的弱者の保護等の問題には、すべての当事者を満足させる解はないのであろうが、この規則も、多様な立場のせめぎ合いの中で制定されてきたその過程には興味深いものがある。

食品の安全、食品と健康、その他食品の廃棄への対策等、EU の食品に関する検討の動きは活発であり、今後も注視していきたい。

（うえつき けんじ・専門調査員）

(26) これは、欧州議会及び理事会規則（EC）No 1924/2006）で、例えば、砂糖、食塩、脂肪等が以前の同じ製品と比較して少ないものを強調して表示する場合等の表示方法を規定している。

(27) “EU food labelling rules ready, new round to start,” *EurActiv.com*, Published 08 July 2011 - Updated 03 June 2012. <<http://www.euractiv.com/consumers/eu-food-labelling-rules-ready-ne-news-506334>>

消費者への食品情報の提供に関する規則を制定し、併せて欧州議会及び理事会規則（EC）No 1924/2006 並びに欧州議会及び理事会規則（EC）No 1925/2006 を改正し、並びに欧州委員会指令 87/250/EEC、理事会指令 90/496/EEC、欧州委員会指令 1999/10/EC、欧州議会及び理事会指令 2000/13/EC、欧州委員会指令 2002/67/EC 及び 2008/5/EC 並びに欧州委員会規則（EC）No 608/2004 を廃止する 2011 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会規則（EU）No 1169/2011（抄）

REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directives 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004

海外立法情報調査室 植月 献二訳

【目次】

第 I 章 総則（第 1 条～第 2 条）
第 II 章 食品情報に関する一般原則（第 3 条～第 5 条）
第 III 章 食品情報の一般要件及び食品事業者の責任 （第 6 条～第 8 条）
第 IV 章 義務的な食品情報（第 9 条～第 35 条）
第 V 章 任意的な食品情報（第 36 条～第 37 条）
第 VI 章 加盟国の措置（第 38 条～第 45 条）
第 VII 章 施行、改正及び補則（第 46 条～第 55 条）
附則（第 I～第 IV）（省略）

欧州連合の欧州議会及び理事会は、欧州連合の機能に関する条約及び、特にその第 114 条にかんがみ、…中略…、この規則を採択した。⁽¹⁾

第 I 章 総則

第 1 条 主題及び適用範囲

1. この規則は、域内市場の円滑な機能を確保しつつ、消費者の認識の中に存在する相違及びその必要とする情報に配慮して、食品情報に関して高い消費者保護の水準を保障する基礎を定めるものである。
2. この規則は、食品情報⁽²⁾、特に食品の表示事項⁽³⁾を管理する一般的な原則、要件及び責任を定めるものとする。この規則は、今後の展開及び新たな情報の需要に対応するために十分な柔軟性を保つ必要性を考慮して、消費者が情報を入手する権利及び食品情報の提供手続を保障する措置を規定する。
3. この規則は、食品の生産流通の過程のすべ

(1) この抄訳は、欧州連合官報に掲載された次の条文を対象とした。 Official Journal of the European Union, L304, 22.11.2011, pp.18-63. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:304:0018:0063:EN:PDF>> 欧州連合の機能に関する条約第 114 条は加盟国法の標準化に関する規定である。以下、インターネット情報は 2012 年 5 月 31 日現在である。なお、脚注及び訳中 [] の語句は、すべて訳者の補記である。

(2) 食品情報とは、第 2 条第 2 項(a)に定義されている。これは、食品に関する情報で、ラベル、その他の付属材料又は現代の技術的手段若しくは音声的通信を含むその他の手段によって最終消費者に提供されるものをいう。

(3) 表示事項の原語は labelling であり、第 2 条第 1 項(j)に定義されている。これは、食品に関する文言、説明、商標、商標名、図絵又は象徴で、当該食品に付属して又はこれに言及して何らかの包装、文書、はり紙、ラベル、リング又はカラーの上に示されるものをいう。

での段階における食品事業者⁽⁴⁾で、その活動が消費者へ食品情報を提供することに関係するものに適用しなければならない。この規則は、最終消費者に供するすべての食品に適用するものとし、食事施設⁽⁵⁾によって提供される食品及び食事施設に供給する食品を含むものとする。⁽⁶⁾

この規則は、欧州連合の基本条約が適用される加盟国の領土内を出発点として輸送業者によって提供される場合の仕出し役務に対して適用しなければならない。

4. この規則は、特定の食品に適用する欧州連合の個別の規定が定める表示事項の要件を妨げないものとする。

第2条 定義（省略）〔適宜、必要に応じて脚注にて紹介する。〕

第Ⅱ章 食品情報に関する一般原則

第3条 一般目的

1. 食品情報の提供は、最終消費者が特別に健康的、経済的、環境的、社会的及び倫理的な配慮をもって、知識に基づく食品の選択を行い、かつ、これを安全に使用するための基礎を最終消費者に提供することによって、消費者の健康及び利益を高水準で保護することを追求しなければならない。
2. 食品情報法⁽⁷⁾は、必要に応じて、生産者の正当な利益を保護し、かつ、優良製品の生産を促進する必要性に配慮しつつ、欧州連合に

において合法的に生産され、かつ、取引される食品の自由な移動を達成することを目標としなければならない。

3. 食品情報法が新しい要件を定める場合は、正当な根拠を有する場合を除き、その新しい要件の規定の施行後に経過期間を与えるものとする。当該経過期間においては、その新しい要件に合致しない表示を有する食品を市場に卸すことができ、経過期間の終了前に市場に卸した当該食品は、その在庫が尽きるまで継続して販売することができるものとする。
4. 食品情報法の準備、評価及び改正の期間において、事態の緊急性がそれを許さない場合を除いて、利害関係者と直接に又はこれを代理する団体を通じて、公開されかつ透明性の高い公開協議を行わなければならない。

第4条 義務的な食品情報を管理する原則

1. 食品情報法で定める義務的な食品情報は、次の各号に掲げる区分のいずれかに分類される情報でなければならない。
 - (a) 食品を特定する情報及び食品の組成、特性その他の性質に関する情報
 - (b) 消費者の健康の保護及び食品の安全な使用に関する情報。特に、次の(i)から(iii)までに掲げる事項に関する情報でなければならない。
 - (i) 特定の消費者グループの健康を害するおそれのある組成の属性
 - (ii) 賞味期限、保存及び安全な使用
 - (iii) 食品の危険性及び有害かつ危険な摂取

(4) 原語は、food business operators である。

(5) 食事施設⁽⁵⁾の原語は、mass caterer であり、第2条第2項(d)に定義されている。これは、レストラン、食堂、学校、病院、仕出し会社等の（車両又は固定され若しくは移動の可能な屋台を含む）施設（establishment）で、当該施設において、その事業の一環として、最終消費者による消費に供するために食品を準備するものをいう。

(6) この規則の前文(15)において、継続的な営業をおこなわない臨時的な個人による食事提供や食品販売、例えば、慈善イベントや地域社会での出し物などには適用しないとしている。

(7) 食品情報法とは、第2条第2項(b)に定義されている。これは、食品情報、特に表示事項を管理する欧州連合の規定で、特定の状況におけるすべての食品又は特定の区分の食品に適用する通則及び特定の食品に限り適用する規定を含む。

に起因する結果等、健康への影響

(c) 食事に関して特別に制限された消費者を含め、消費者がその知識に基づき選択することができるようにするために必要な栄養の特質に関する情報

2. 義務的な食品情報の必要性を検討するに際し、及び消費者がその知識に基づき選択できるようにするために、大多数の消費者が重視する特定の情報に対する彼らの需要に、又は消費者が一般的に享受する利益に配慮しなければならない。

第5条 欧州食品安全機関への諮問

この分野における欧州連合の措置で、公衆の健康に影響するおそれがあるものは、これを採択する前に欧州食品安全機関と協議しなければならない。

第三章 食品情報の一般要件及び食品事業者の責任

第6条 基本的義務

最終消費者又は食事施設向けに供給する食品には、すべてこの規則に基づく食品情報を付与しなければならない。

第7条 情報の公正な運用

1. 食品情報は、特に次の(a)に掲げる事項について、又は(b)から(d)までに掲げる行為により、誤解を生じさせるものであってはならない。

(a) その食品の特徴、特に、その特質、本質、特性、組成、量、消費期限、原産国若しくは原産地、加工又は生産の方法を含む。

(b) その食品が有しない効果又は特性を当該食品に関連付けること。

(c) その食品に類似するすべての食品が特有の性質を実際に有しているときに、特に特定の原材料又は栄養素の含有の有無を強調

することにより、その食品もその特有の性質を有しているかのように暗示すること。

(d) 通常その食品に存在する成分又は使用される原材料が、現にそれと異なる成分又は原材料に置き換えられているにもかかわらず、その食品の外観、説明又は図によってある特定の食品又は原材料が存在していると暗示すること。

2. 食品情報は、消費者にとって正確、明瞭かつ理解しやすいものでなければならない。

3. 天然ミネラルウォーター及び特定の栄養を摂取するための食品に適用される欧州連合の法令に規定する特例を除き、食品情報は、食品が人の病気を予防し、若しくは治療する特性を有するものとしてはならず、又はそのような特性に言及してはならない。

4. 第1項から第3項までの規定は、次に掲げる事項においても適用しなければならない。

(a) 広告

(b) 食品の提示で、特にその形状、外観又は包装、使用されている梱包材、並べ方及び陳列の配置を含む。

第8条 責任

1. 食品情報に責任を有する食品事業者は、当該食品をその者の氏名又は事業名の下で販売する経営者でなければならない。当該経営者が欧州連合の域内で事業を行っていない場合には、欧州連合の市場への輸入者とする。

2. 食品情報に責任を有する食品事業者は、適用される食品情報法及び関係国内法令の要件を満たす食品情報の表示及びその正確性を確保しなければならない。

3. 食品情報に直接影響を及ぼさない食品事業者は、職業上有する情報に照らし、適用される食品情報法及び関係国内法令の要件を満たしていないと知り又は推定する食品を供給してはならない。

4. 食品事業者は、その事業を管理する範囲内において、食品に付与されている情報に対して、最終消費者に誤解を生じさせるおそれがあり、又は消費者保護の水準及び最終消費者がその知識に基づく選択を行う可能性を低下させるような改変を行ってはならない。食品事業者は、食品に付与されている食品情報に対して行ういかなる変更についても責任を有する。
5. 第2項から第4項までの規定の適用を妨げることなく、食品事業者は、その事業を管理する範囲内において、その事業に係る食品情報法及び関係国内法令の要件を満たすことを確保し、かつ、その要求を満たしていることを検証しなければならない。
6. 食品事業者は、その事業を管理する範囲内において、義務的な食品情報を最終消費者の要請に応じて提供できるようにするために、最終消費者又は食事施設向けの非包装食品に関し、当該食品の提供先である食品事業者に当該情報を伝達することを確保しなければならない。
7. 次の(a)及び(b)に掲げる場合については、食品事業者は、その事業を管理する範囲内において、第9条及び第10条に規定する義務的な表示事項を、販売前に行う包装若しくはこれに貼付するラベルに、又は当該食品に添付する文書若しくは配達と同時若しくは事前に確実に文書を送付することが可能であればその文書に表示することを確保しなければならない。
 - (a) 包装食品が最終消費者向けであるが最終消費者への販売に先立って市場に卸される場合で、かつ、食事施設へ販売されない場合
 - (b) 包装食品が、食事施設向けで、調理し、加工し、分割し又は切断するためのものである場合

食品事業者は、(a)の場合においても、市場に卸す包装食品を入れる外部包装の上にも第9条第1項(a)、(f)、(g)及び(h)に掲げる表示事項の表示を確保しなければならない。

8. 最終消費者向けでも食事施設向けでもない食品を他の食品事業者に対して供給する食品事業者は、必要に応じて、当該他の食品事業者が第2項の規定に基づきその責任を果たすようにすることができる十分な情報をその者に提供することを確保しなければならない。

第IV章 義務的な食品情報

第1節 内容及び提示

第9条 義務的な表示事項の一覧表

1. 第10条から第35条までの規定に従い、及びこの章に規定する特例に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - (a) 食品の名称
 - (b) 原材料の一覧表
 - (c) 食品の製造又は調理において使用され、かつ、最終製品に残存してアレルギー又は不耐性の原因となる原材料若しくは加工助剤で、それが変化した形も含め、附則第Ⅱに列挙するもの、又は附則第Ⅱに列挙する物質若しくは製品に由来するもの。
 - (d) 特定の原材料又は原材料区分の分量
 - (e) 食品の正味量
 - (f) 賞味期限又は消費期限
 - (g) 特別な保存条件、使用条件又はその両方
 - (h) 第8条第1項に規定する食品事業者の氏名又は事業名及びその住所
 - (i) 第26条に規定する原産国又は原産地
 - (j) 説明が無ければ食品を適切に使用することが困難な場合にあっては、その使用方法
 - (k) アルコール度数が1.2%を超える飲料に

については、その実際のアルコール度数

- (1) 栄養表示
2. 第1項に掲げる表示事項は、文字及び数字によって記載しなければならない。第35条の規定の適用を妨げることなく、これを、さらに視覚的な記号又は象徴によって表現することができる。
3. ～ 4. (省略)⁽⁸⁾

第10条 特定の種類又は区分の食品に係る追加的な義務的な表示事項

1. 第9条第1項〔各号〕に掲げる表示事項に加えて、特定の種類又は区分の食品に係るさらなる義務的な表示事項は、附則第Ⅲ⁽⁹⁾に規定する。
2. (省略)⁽¹⁰⁾

第11条 度量衡（省略）

第12条 義務的な食品情報の入手可能性及び配置

1. この規則に基づいて、すべての食品について、義務的な食品情報を入手可能とし、及び容易に閲覧可能としなければならない。
2. 包装された食品については、義務的な食品情報は、直接包装に、又はこれに貼付したラベルに表示しなければならない。
3. ～ 4. (省略)⁽¹¹⁾

5. 非包装食品については、第44条の規定を適用する。

第13条 義務的な事項の提示

1. 第44条第2項の規定に基づいて採られる国内措置を妨げることなく、義務的な食品情報は見やすく、明瞭に読めるように、かつ、必要に応じて消えないように、分かりやすい場所に示さなければならない。（後略）
2. 特定の食品について適用する特定の欧州連合の法令の規定の適用を妨げることなく、第9条第1項〔各号〕に掲げる義務的な表示事項は、明瞭な読みやすさを確保するために、包装又はラベルの表面に附則第Ⅳの規定に基づいて小文字エックスの高さ（x-height）が1.2mm以上のフォントの大きさの文字で印刷しなければならない。
3. 第2項の場合において、包装又は容器の最大面の面積が80cm²未満であるものについては、小文字エックスの高さは、0.9mm以上のフォントの大きさとしなければならない。
4. (省略)⁽¹²⁾
5. 第9条第1項(a)、(e)及び(k)は、同一視野にある面に表示しなければならない。
6. 第16条第1項及び第2項に規定する場合については、この条第5項の規定を適用してはならない。

(8) ここでは、文字及び数字に代替して記号等に表示できることを定める手続並びにその場合の規準等を、第51条に規定する委任された法行為又は第48条第2項に規定する実施法行為によって欧州委員会が制定できることを規定している。

(9) 附則第Ⅲでは、①特定ガス封入食品、②甘味料含有食品、③グリチルリチン酸等含有食品、④カフェイン高含有飲料又はカフェイン添加食品、⑤植物ステロール等添加食品、⑥冷凍肉等及び冷凍未加工魚介製品について、追加的な表示事項が定められている。

(10) ここでは、食品の安全性等に関する科学技術の進歩によって附則第Ⅲを改正する場合に、第51条及び第52条の規定に従った委任された法行為によって欧州委員会が改正できることを規定している。

(11) 義務的な食品情報を包装又はラベル以外に表示することが望ましい場合の規準を欧州委員会が第51条に規定する委任された法行為によって、また、その適用に関する実施法行為を第48条第2項の規定に基づいて制定することができることを規定している。

(12) 第51条の規定に従った委任された法行為による判読可能性の規定を欧州委員会が定めることが規定されている。

第14条 遠隔販売

1. 第9条に規定する情報の要件の適用を妨げることなく、遠隔通信により販売される包装食品については、次に掲げる条件に従わなければならない。
 - (a) 第9条第1項(f)に掲げる表示事項を除き、義務的な食品情報は、購入が完了する前に遠隔通信により提供しなければならず、遠隔販売に用いる媒体に表示し、又は食品事業者が明示するその他の適切な手段によって提供しなければならない。その他の適切な手段を用いる場合には、当該食品事業者は、義務的な食品情報の提供について、消費者に対して追加的な料金を課してはならない。
 - (b) すべての義務的な表示事項は、[食品が]配達された時点から利用できるようにしなければならない。
2. 遠隔通信により販売する非包装食品については、第44条に規定する表示事項を、この条第1項の規定に基づいて利用できるようにしなければならない。
3. 第1項(a)の規定は、自動販売機又は自動化された商業施設によって販売される食品に適用してはならない。

第15条 言語要件

1. 第9条第3項の規定の適用を妨げることなく、義務的な食品情報は、食品が販売される加盟国の消費者にとって容易に理解できる言語で表示しなければならない。
2. 加盟国は、その領土内において販売される

食品について、欧州連合の公用語の中から1又は2以上の言語によってその表示事項を記載しなければならない旨を規定できる。

3. 第1項及び第2項の規定は、表示事項を複数の言語によって記載することを妨げてはならないものとする。

第16条 特定の義務的な表示事項の省略

1. 繰り返し利用するガラス瓶で、表示が消えないように刻まれ、それゆえにラベル、リング及びカラー (collar) がないものについての表示義務は、第9条第1項(a)、(c)、(e)、(f)及び(1)に掲げる事項に限らなければならない。
2. 包装又は容器でその最大面の面積が10cm²未満であるものについての当該包装又はラベルへの表示の義務は、第9条第1項(a)、(c)、(e)及び(f)に掲げる表示事項に限らなければならない。第9条第1項(b)に掲げる表示事項は、他の方法により提供し、又は消費者の要請に応じて提供しなければならない。
3. 義務的な栄養表示要件を定める他の欧州連合の法令の規定の適用を妨げることなく、第9条第1項(1)に掲げる表示項目は、附則第V⁽¹³⁾に掲げる食品については表示しないことができる。
4. 原材料の一覧表又は義務的な栄養表示を要件とする他の欧州連合の法令の規定の適用を妨げることなく、アルコール度数が1.2%を超える飲料については、第9条第1項(b)及び(1)に掲げる事項を表示しないことができる。(省略)⁽¹⁴⁾

(13) 附則第Vは、栄養表示義務の特例で、19種類の食品区分が一覧表にされており、その概要は、次のとおり。単一の原材料からなる未加工食品、単一の原材料で専ら熟成させる加工食品、炭酸ガス又は香料入りの飲用水、薬草や香辛料、塩及びその代替物、卓上甘味料、コーヒー豆、香料以外無添加の茶等、発酵酢、香料、食品添加物、加工助剤、食用酵素、ゼラチン、ジャムを固めるための化合物、イースト、チューインガム等の他、包装又は容器の最大面の面積が25cm²未満である食品、製造者が少量を消費者に直接販売する食品等。

(14) 2014年12月13日までに、欧州委員会は、第18条(原材料の一覧表)及び第30条第1項(義務的な栄養成分表示)をアルコール度数が1.2%を超える飲料に適用することに関する報告書を作成し、将来的にアルコール飲料に対してエネルギー量の表示を行うべきか等について言及し、これに立法提案を付さなければならないことを規定している。

第2節 義務的な表示事項に関する詳細規定

第17条 食品の名称（省略）⁽¹⁵⁾

第18条 原材料の一覧表

1. この一覧表は、「原材料」という用語によって始まり、又はこの用語を含む適切な見出しが置かれなければならない。この一覧表は、当該食品の製造過程で使用した時に記録するすべての原材料を、重量の降順に、記載しなければならない。
2. 原材料は、該当するものについては、第17条及び附則第Ⅵの規定に従い、特定の名称を用いて明示しなければならない。
3. ナノ材料⁽¹⁶⁾の形状で存在するすべての原材料は、原材料の一覧表に明確に記載しなければならない。当該原材料名の直後には(nano)と記載しなければならない。
4. この条第1項及び第2項を適用するための技術的規定は、附則第Ⅶ⁽¹⁷⁾に規定する。
5. （省略）

第19条 原材料の一覧表の省略

1. 次に掲げる食品には、原材料の一覧表を表示しないことができる。

- (a) 芋を含む生鮮青果物で、皮をむく、切る等の処理をしていないもの
 - (b) 炭酸入りである旨を表示した炭酸水
 - (c) 専ら単一の基本生産物に由来する発酵酢で、他の原材料を添加していないもの
 - (d) チーズ、バター、発酵乳及びクリームで、製造に不可欠な乳製品、食用酵素及び培養微生物を除き、又は生チーズ及びプロセスチーズを除くチーズの場合は、その製造に必要とする塩を除き他の原材料を加えていないもの
 - (e) 単一原材料からなる食品で、次の事項に適合するもの
 - (i) 食品の名称が原材料名と同じである場合
 - (ii) 食品の名称が原材料の性質を明瞭に示している場合
2. （省略）⁽¹⁸⁾

第20条 原材料の一覧表における食品の成分表示の省略

第21条の規定の適用を妨げることなく、次に掲げる食品の成分は、原材料の一覧表に表示しないことができる。

- (a) 原材料の成分で、製造工程の途中で一時

(15) 食品名の具体的な表示要件は、附則第Ⅵの規定に従うものとされている（第5項）。附則第Ⅵには、A部として、①粉末、再冷凍、濃縮、燻製等の物理的状態又は特別な処理がなされている食品、②解凍食品、③放射線照射食品、④原材料が食品の名称から想定されるものとは別のものに置き換えられている食品、⑤肉製品で他の蛋白質を加えた食品、⑥肉製品等でその重量の5%を超える水分が加えてある食品、⑦成型肉製品等の必須表示要件、B部として挽き肉の用語に関する特定の表示要件、C部はソーセージの皮が食用でない場合にその旨表示すること等が食品名への表示要件として規定されている。

(16) ナノ材料（engineered nanomaterial）は、第2条第2項(t)に定義され、「意図的に製造された物質であって、いずれかの次元の規模が100nm以下のもの、又はその内部若しくは表面が個々の機能を有する部分から構成されており、その多くの部分はいずれかの次元の規模が100nm以下のものをいい、100nmを超える構造、集塊又は集合体であってもナノの規模の特質を有しているものはこれに含む」ものである。この定義の改正については、この条第5項に規定され、欧州委員会は、委任された法行為（第51条）によって、科学技術の進歩又は国際的に合意された定義に合わせて修正し及び適合させなければならないとしている。

(17) 附則第Ⅶは、原材料の表示の仕方に関する具体的な規定で、A部は、重量の降順の原材料表示に関する具体的な規定、B部は、特定の原材料の名称区分の表示に関する規定で、油脂やチーズ等々の食品の区分について定義し表示の仕方を規定している等、5つの部に分類して規定している。

(18) この項は、特別の場合に、一定の条件を付して、第51条の規定に基づく委任された法行為によって、欧州委員会は第1項を補うことができることを規定している。

的に分離し、元の割合を超えることなく元に戻したものの

(b) 次の(i)又は(ii)に掲げる食品添加物及び食用酵素

(i) 規則 (EC) No 1333/2008 第 18 条第 1 項(a)及び(b)に規定する持越し原則⁽¹⁹⁾に基づき、食品中の 1 又は 2 以上の原材料の中に含まれていたゆえに、最終製品中においていかなる技術的作用も及ぼさないことを条件として食品中に残存するもの

(ii) 加工助剤として使用されているもの

(c) 必要最小限に使用されるキャリア⁽²⁰⁾及びキャリアと同様に及び同じ目的をもって使用される食品添加物とは異なる物質

(d) 食品添加物とは異なるが、加工助剤と同様に及び同じ目的をもって使用され、例えば変化した形であっても最終製品中に残存する物質

(e) 次の(i)又は(ii)に掲げる水

(i) 濃縮又は脱水された形の原材料を再構成するためのみに製造工程で使用される水

(ii) 通常は摂取されることのない液状の媒体としての水

る規定を妨げることなく、第 9 条第 1 項(c)に掲げる表示事項は、次の(a)及び(b)に掲げる要件を満たさなければならない。

(a) 附則第 II に掲げる物質又は製品の名称⁽²¹⁾を明確に引用し、第 18 条第 1 項の規定に基づいて原材料の一覧表に記載しなければならない。

(b) 附則第 II に掲げる物質又は製品の名称は、原材料の一覧表の他のものと明確に区別する活字、例えば書体、字体又は背景色によって、強調しなければならない。

原材料の一覧表が存在しない場合には、第 9 条第 1 項(c)に掲げる事項は、附則第 II に掲げる物質又は製品の名称に「を含む」という用語を付与⁽²²⁾して表示しなければならない。

食品中のいくつかの原材料又は加工助剤が単一の附則第 II に掲げる物質又は製品に由来している場合は、原材料又は加工助剤のいずれがこれに該当しているかを明確にしなければならない。

食品の名称に当該物質又は製品が明確に言及されている場合は、第 9 条第 1 項(c)に掲げる事項の表示をしないことができる。

2. (省略)⁽²³⁾

第 21 条 アレルギー又は不耐性を誘発する物質又は製品の表示事項

1. 第 44 条第 2 項の規定に基づいて採択され

第 22 条 原材料の量に関する表示

1. 食品の製造又は調理において使用される原材料又は原材料区分で、当該原材料又は原材

(19) 持越し原則の原語は、同規則第 18 条の carry-over principle である。同規則 (REGULATION (EC) No 1333/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008 on food additives.) は、食品添加物に関するもので、同原則は、添加物が残存して良い場合の規定である。

(20) キャリアとは、栄養又は生理学的な用途として食品添加物や香料、食用酵素、栄養素又はその他の物質を食品に追加する場合に、その取扱い等を容易にするために、その機能を変更せずにそれを溶解、希釈、分散させ、又は物理的に変更することに用いられる物質である (規則 (EC) No 1333/2008 附則第 I 第 5)。

(21) 附則第 II には、グルテン含有穀物、甲殻類、卵、魚、落花生、大豆、乳、木の実、セロリ、辛子、胡麻、二酸化硫黄及び亜硫酸塩含有物、ルピナス、軟体動物の 14 項目が挙げられ、これらの物質及びこれらを使用した製品が表示義務に該当する場合の具体的な条件が規定されている。

(22) 原文では、名称の前に 'contains' という用語を入れる。

(23) この項は、欧州委員会が、附則第 II を再審査して必要に応じて第 51 条及び第 52 条の規定に基づく委任された法行為によって、これを更新する等の対処を行うことを規定している。

料区分が次に掲げる場合のいずれかに該当するものには、その量の表示を行わなければならない。

- (a) 食品の名称に含まれ、又は通常消費者が食品の名称とそれを結び付けて考える場合
- (b) 表示事項に用語、絵又は図で強調されている場合
- (c) 食品を特徴づけるために不可欠であり、及びその名称又は外観により混同されるおそれのある製品と区別するために不可欠である場合

2. 特定の原材料に関して量の表示をしないことができる特別な場合等、第1項の規定を適用するための技術的な規定は、附則第Ⅷに規定する。

第23条 正味量

- 1. 食品の正味量は、次に掲げる単位にリットル、センチリットル、ミリリットル、キログラム又はグラムを適切に用いて表現しなければならない。
 - (a) 液体製品の場合の容量の単位
 - (b) 他の製品の場合の量の単位
- 2. ～ 3. (省略)⁽²⁴⁾

第24条 賞味期限、消費期限及び冷凍日付 (省略)

第25条 保存条件若しくは使用条件 (省略)

第26条 原産国又は原産地

- 1. この条は、特定の欧州連合の法令の規定、特に「農産品及び食品の伝統的特産品保証に関する2006年3月20日の理事会規則（EC）No 509/2006⁽²⁵⁾」及び「農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する2006年3月20日の理事会規則（EC）No 510/2006⁽²⁶⁾」に規定する表示事項の要件の適用を妨げることなく適用しなければならない。
- 2. 次に掲げる場合には、原産国又は原産地を表示しなければならない。
 - (a) 原産国又は原産地の記載をしないと消費者が食品の本来の原産国又は原産地を誤解するおそれがある場合で、特に、食品に付与された情報又はラベル全体として異なる原産国又は原産地を暗示するおそれがあるとき
 - (b) 附則第Ⅺに掲げる合同関税品目分類表の番号に該当する肉⁽²⁷⁾の場合。この号の規定の適用に際しては、第8項に規定する実施法行為の採択を前提とする。
- 3. 食品の原産国又は原産地が示されており、かつ、それがその主たる原材料のものと異なる場合は、次に掲げるいずれかの表示をしなければならない。
 - (a) その主たる原材料の原産国又は原産地も記載する。
 - (b) その主たる原材料の原産国又は原産地が当該食品のそれと異なることを記載する。この号の規定の適用に際しては、第8項に規定する実施法行為の採択を前提とする。
- 4. 第2項(b)の規定の適用の日から5年以内に、

(24) 第2項には、特定食品について正味量の他の表現を策定する手続が規定され、第3項には、第1項の適用に関する特例を含む技術的要件（附則第Ⅸ）が規定されている。

(25) “COUNCIL REGULATION (EC) No 509/2006 of 20 March 2006 on agricultural products and foodstuffs as traditional specialities guaranteed,” *Official Journal of the European Union*, L93, 31.3.2006, pp.1-11.

(26) “COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs,” *Official Journal of the European Union*, L93, 31.3.2006, pp.12-25.

(27) 附則第Ⅺには、生鮮、冷蔵若しくは冷凍の豚、羊、山羊又は家禽の肉が指定されている。

欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対してその号に規定する製品の原産国又は原産地の表示義務を評価するための報告書を提出しなければならない。

5. 2014年12月13日までに、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対して、次に掲げる食品に係る原産国又は原産地の表示義務的に関する報告書を提出しなければならない。

- (a) 牛肉及び第2項(b)に掲げる肉以外の肉の種類
- (b) 乳
- (c) 酪農製品中の原材料として使用される乳
- (d) 未加工食品
- (e) 単一原材料の製品
- (f) 食品中にその50%を超えて存在する原材料

6. 2013年12月13日までに、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対して、原材料として使用する肉に係る原産国又は原産地の表示義務に関する報告書を提出しなければならない。

7. 第5項及び第6項に規定する報告書は、消費者にとっての情報の必要性、原産国又は原産地の義務的な表示を行うことの実行可能性又はそのような措置を導入することの費用効果性の分析、並びに域内市場への影響及び国際貿易への影響に配慮しなければならない。

欧州委員会は、関係する欧州連合の法令の改正案をそれらの報告書に添付することができる。

8. 2013年12月13日までに、影響評価に続いて、欧州委員会は、この条第2項(b)及びこの条第3項の規定の適用に関する実施法行為

を採択しなければならない。これらの実施法行為は、第48条第2項に規定する審査手続に基づいて採択しなければならない。

9. 第2項(b)、第5項(a)及び第6項に規定する食品の場合には、この条の規定に基づくその報告書及び影響評価は、とりわけこれらの食品の原産国又は原産地を表現する様式の選択肢について、特に動物の一生のうちそれぞれ次に掲げる時点に関する確定要素について検討しなければならない。

- (a) 出生した場所
- (b) 育成した場所
- (c) と畜した場所

第27条 使用方法 (省略)

第28条 アルコール度数 (省略)⁽²⁸⁾

第3節 栄養表示

第29条 他の法令との関係 (省略)⁽²⁹⁾

第30条 内容

1. 義務的な栄養表示は、次に掲げる事項を含んでいなければならない。

- (a) エネルギー量
- (b) 脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、たんぱく質及び塩の量。

必要であれば、塩の内容は天然由来のナトリウムのみであることを栄養表示に添えて表示することができる。

2. 第1項に規定する義務的な栄養表示の内容

(28) 合同関税品目2204で規定されるワインの表示事項は当該製品に適用される別の法規に基づくが、アルコール度数1.2%以上の飲料については、附則第XIIの規定（その対象区分によって誤差の許容範囲を規定）に基づいて表示する。

(29) 第1項は、サプリメントに関する欧州議会及び理事会指令2002/46/EC及び天然鉱水に関する欧州議会及び理事会指令2009/54/ECにこの節の規定を適用してはならないことを規定し、第2項は、この節の規定は、特殊栄養用途食品に関する欧州議会及び理事会指令2009/39/Eの規定及び同指令第4条第1項で別途定めるとする特定の指令の規定の適用を妨げないとしている。

は、次に掲げる栄養素のうち1又は2以上のものの量を表示することによって補足することができる。

- (a) 一価不飽和脂肪酸
 - (b) 多価不飽和脂肪酸
 - (c) 多価アルコール
 - (d) でんぷん
 - (e) [食物] 繊維
 - (f) 附則第Ⅲ A 部第1に規定するビタミン及びミネラルで、附則第Ⅲ A 部第2に規定する基準摂取量に基づいて提示するもの。
3. 包装食品の表示事項として第1項に規定する義務的な栄養表示を行う場合には、次に掲げる(a)又は(b)の情報を繰り返して表示することができる。
- (a) エネルギー量
 - (b) 脂質、飽和脂肪酸、糖類及び塩の量と共に表示するエネルギー量
4. 第36条第1項の特例として、第16条第4項に規定する製品の表示事項に栄養表示を行う場合には、その表示の内容をエネルギー量に限ることができる。
5. 第44条の規定の適用を妨げることなく、かつ、第36条第1項の特例として、第44条第1項に規定する製品の表示事項に栄養表示を行う場合には、その表示の内容は次の(a)又は(b)に掲げる事項に限ることができる。
- (a) エネルギー量
 - (b) 脂質、飽和脂肪酸、糖類及び塩の量と共に表示するエネルギー量
6. この条第2項から第5項までに規定する消費者情報の事項の適切性に配慮するために、欧州委員会は、委任された法行為によって、第51条の規定に基づいて、この条第2項から第5項までに掲げた事項を追加又は削除することによって改正することができる。
7. 2014年12月13日までに、欧州委員会は、

科学的な証拠及び加盟国で得られた経験に配慮しつつ、食品における、及び欧州連合の住民の食事におけるトランス脂肪酸の存在に関する報告書を提出しなければならない。その報告書の目的は、より健康的な食品及び全般的な食事療法の選択を消費者が行うことを可能とし、又は、とりわけ、トランス脂肪酸に関する消費者への情報提供若しくはその利用に関する制限を含め、より健康的な食品の選択肢を消費者に提供することを促進しうる適切な措置の影響評価を行うものでなければならない。欧州委員会は、必要があれば、この報告書に添えて立法提案を行わなければならない。

第31条 計算

1. エネルギー量は、附則第Ⅳに掲げる換算一覧を使用して計算しなければならない。
2. ～ 4. (省略)

第32条 100g 又は 100ml当たりの表現方法

1. 第30条第1項から第5項までに規定するエネルギー量及び栄養素の量は、附則第Ⅳに掲げる計量単位を使用して表現しなければならない。
2. 第30条第1項から第5項までに規定するエネルギー量及び栄養素の量は、100g 又は 100ml当たりの量で表現しなければならない。
3. 第2項に規定する表現の形式に加えて、ビタミン及びミネラルに関して表示する場合には、100g 又は 100mlに含まれるその量を附則第Ⅲ A 部第1に規定するその基準摂取量の百分率によって表現しなければならない。
4. この条第2項に規定する表現形式に加え、第30条第1項及び第3項から第5項までに規定するエネルギー量及び栄養素の量は、必要に応じて、100g 又は 100mlに含まれるその量を附則第Ⅲ B 部に規定するその基準摂取

量の百分率によって表現することができる。

5. 第4項の規定に基づいて情報を提供する場合には、それに続けて「平均的大人の基準摂取量 (8,400kJ/2,000kcal)」と追加して記載しなければならない。

第33条 1人前又は1消費単位における表現

1. 次の(a)から(c)までに掲げる場合については、第30条第1項から第5項までに規定するエネルギー量及び栄養素の量は、消費者が容易に認識できる、1人前、1消費単位又はその両方によって表現することができるが、1人前又は1消費単位の量がラベルに示され、かつ、当該包装中に含まれる当該1人前又は1消費単位の数量が明記されている場合に限る。
 - (a) 第32条第2項に規定する100g又は100ml当たりの表現形式に併記する場合
 - (b) ビタミン及びミネラルの量に関して第32条第3項に規定する100g又は100ml当たりの表現形式に併記する場合
 - (c) 第32条第4項に規定する100g又は100ml当たりの表現形式に併記し、又はその代わりに用いる場合
2. 第32条第2項の規定の特例として第30条第3項(b)の規定を適用する場合には、栄養素の量、附則第ⅢB部に規定する基準摂取量に対する百分率による分量又はその両方を1人前又は1消費単位のみに基づいて表現できる。

栄養素の量を第1段落の規定に基づいて1人前又は1消費単位のみに基づいて表現する場合には、エネルギー量は、100g又は100ml当たり及び1人前又は1消費単位で表現しなければならない。
3. 第32条第2項の規定の特例として第30条第5項の規定を適用する場合には、エネルギー量及び栄養素の量、附則第ⅢB部に規定する基準摂取量に対する百分率による分量

又はその両方を1人前又は1消費単位のみに基づいて表現できる。

4. 使用するこの人前又は単位の表示は、栄養表示に続けて記載しなければならない。
5. (省略)

第34条 提示

1. 第30条第1項及び第2項に規定する事項は、同一視野の面に記載しなければならない。これらは共に、明瞭な形式で、必要に応じて、附則第Ⅳに規定する提示順序に従って提示しなければならない。
2. 第30条第1項及び第2項に規定する事項は、記載場所に余裕がある場合には、表形式で番号を付して表示しなければならない。その余裕がない場合には、表示は追込み形式で表示しなければならない。
3. 第30条第3項に規定する事項は、次に掲げる条件に基づいて提示しなければならない。
 - (a) 表の面 (principal field of vision) に提示する。
 - (b) 第13条第2項に規定する大きさのフォントを使用する。第30条第3項に規定する事項は、この条第2項に規定する方法に依らずに提示できる。
4. 第30条第4項及び第5項に規定する事項は、この条第2項に規定する方法に依らずに提示できる
5. 製品中のエネルギー量又は栄養素の量が僅少である場合には、当該要素の情報は、「ごくわずかの量の ...」等の表示に代替できるものとし、栄養表示が提示されている場合はこれに近接して記載しなければならない。(後略)
6. (省略)

第35条 追加的な表現及び提示形式

1. 第32条第2項及び第4項並びに第33条に規定する表現形式に、及び第34条第2項に

規定する提示に加えて、第30条第1項から第5項までに規定するエネルギー量及び栄養素の量は、次に掲げる(a)から(g)までの要件を満たすことを条件に、他の表現形式により、文字若しくは数値に加えて図形若しくは象徴を使用して提示することにより、又はその両方により表示することができる。

(a)～(g)（省略）

2. ～6.（省略）³⁰⁾

第V章 任意的な食品情報

第36条 適用要件

1. 第9条及び第10条に規定する食品情報を任意に提供する場合には、当該情報は、第IV章第2節及び第3節に規定する要件を満たさなければならない。
2. 任意に提供する食品情報は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 第7条に規定するとおり、消費者に誤解を生じさせるものであってはならない。
 - (b) 消費者にとって不明瞭であり又は間違えやすいものであってはならない。
 - (c) 必要に応じて、関係する科学的データに基づくものでなければならない。
3. 欧州委員会は、この条第2項に規定する要件を次の(a)から(c)までに掲げる任意の食品情報に適用するための実施法行為を採択しなければならない。
 - (a) 食品中にアレルギー又は不耐性を誘発する物質又は製品が存在する可能性又は意図せず混入していることに関する情報
 - (b) 菜食主義者又は完全菜食主義者の食品への適性に関する情報
 - (c) 附則第XIIIに規定する基準摂取量に加え、

特定の人々のグループのための基準摂取量の表示

これらの実施法行為は第48条第2項に規定する審査手続に基づいて採択しなければならない。

4.（省略）

第37条 提示

任意的な食品表示は、義務的な食品表示のための場所を損ねてはならない。

第VI章 加盟国の措置

第38条 加盟国の措置（省略）

第39条 追加的な義務的表示事項に関する加盟国の措置（省略）

第40条 乳及び乳製品（省略）

第41条 アルコール飲料（省略）

第42条 正味量の表現（省略）

第43条 特定の人々のグループの基準摂取量の任意的な表示（省略）

第44条 非包装食品に関する加盟国の措置

1. 最終消費者又は食事施設に対し、食品が非包装で提供される場合又は食品が消費者の求めに応じて販売所において包装され若しくは直接販売するために包装される場合には、次に掲げる条件に従うものとする。
 - (a) 第9条第1項(c)に掲げる事項を表示しなければならない。

³⁰⁾ 第5項では、2017年12月13日までに、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対して、追加的な表現及び提示形式の使用、域内市場へのその影響及びその表現形式に係る更なる調和に関する報告書を提出することとし、また、当該規定に関する欧州連合の法令の改正を提案することができるとしている。

- (b) 第9条及び第10条に規定するその他の事項については、加盟国が当該事項又はそれらの要素のいくつか又はすべての表示を要件とする国内の措置を定めない限り、これを表示しないことができる。
2. 加盟国は、第1項に規定する事項又はそれらの要素を提供する手段並びに、必要に応じて、その表現及び提示の形式に関する国内の措置を定めることができる。
3. 加盟国は、遅滞なく、第1項(b)及び第2項に規定する当該措置の条文を欧州委員会に報告しなければならない。

第45条 通知手続 (省略)

第Ⅶ章 施行、改正及び補則

第46条 附則の改正

技術の進歩、科学の発展、消費者の健康又は消費者の情報需要に配慮するために、並びに附則第Ⅱ及び附則第Ⅲの改正に関する第10条第2項及び第21条第2項の規定に従い、欧州委員会は、第51条に基づく委任された法行為によって、この規則の附則の改正を行うことができる。

第47条 実施法行為又は委任された法行為の移行期間及び適用日 (省略)

第48条 委員会

1. 欧州委員会は、規則 (EC) No 178/2002 第58条第1項の規定により設置された食品生産流通過程及び家畜衛生に関する常設委員会によって補佐されなければならない。当該委員会は、規則 (EU) No 182/2011⁽³¹⁾に規定する委員会に属するものとする。
2. この項を引用する場合には、規則 (EU) No 182/2011 第5条⁽³²⁾を適用しなければならない。

当該委員会が意見を表明しない場合には、欧州委員会は、実施法行為を採択してはならず、規則 (EU) No 182/2011 第5条第4項第3段落を適用しなければならない⁽³³⁾。

第49条 規則 (EC) No 1924/2006 の改正 (省略)⁽³⁴⁾

第50条 規則 (EC) No 1925/2006 の改正 (省略)⁽³⁵⁾

(31) この規則については、次の記事を参照のこと。植月 献二「リスボン条約後のコミトロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」『外国の立法』No.249, 2011.9. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050721_po_02490002.pdf?contentNo=1)

(32) 審査手続を適用する条項である。同上, pp.24-25.

(33) 審査手続では、担当委員会が意見を表明しない場合で、人若しくは動植物の健康若しくは安全の保護に関するときは、欧州委員会は、当該実施法行為案を採択できないが、担当委員会の委員長が何らかの実施法行為が必要であると認める場合には、当該委員長は、その投票から2か月以内に、その委員会に対して当該法行為の修正版を提出し、又はその投票から1か月以内に更に審査のために不服申立て委員会に当該実施法行為案を提出することができる。同上

(34) この条は、食品の栄養及び健康強調表示に関する2006年12月20日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1924/2006 第7条 (栄養情報) 第1段落及び第2段落の改正である。ここでは、食品表示に栄養及び健康強調表示がある場合には、製品の栄養表示を義務としているが、当該改正は、その表示条件について、この規則第30条から第34条を適用するものである。

(35) この条は、食品へのビタミン及びミネラル並びに特定の他の物質の添加に関する2006年12月20日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1925/2006 第7条 (表示事項、提示及び広告) 第3項の改正である。ここでは、ビタミン及びミネラルを添加した製品には栄養表示が義務とされているが、当該改正は、その内容としてこの規則第30条第1項を適用するものである。

第51条 委任行為

1. この条に規定する条件に基づいて、委任された法行為を採択する権限を欧州委員会に委任する。
2. 第9条第3項、第10条第2項、第12条第3項、第13条第4項、第18条第5項、第19条第2項、第21条第2項、第23条第2項、第30条第6項、第31条第2項、第36条第4項及び第46条に規定する権限は、2011年12月12日から5年間欧州委員会に委任するものとする。欧州委員会は、5年の期間を経過する9か月前までに、委任された権限について報告書を作成しなければならない。権限の委任期間は、欧州議会又は理事会がその都度、期間を経過する3か月前までに異議を申し立てない限り、自動的に同じ期間延長されるものとする。
3. 第9条第3項、（中略、前項の規定と同じ対象条項）及び第46条に規定する権限の委任は、欧州議会又は理事会によりいかなる時でも撤回できるものとする。撤回の決定は、権限の委任を終止させることを当該決定において明確に指示するものとする。当該委任された法行為は、欧州連合の官報に公示された時又はそれに定めた期日から実施されるものとする。当該決定は、既に実施された委任された法行為の有効性には影響しないものとする。
4. 欧州委員会は、委任された法行為を採択したのち、直ちにこれを欧州議会及び理事会に対して同時に通知しなければならない。
5. 第9条第3項、（中略、前項の規定と同じ対象条項）及び第46条の規定に基づいて採択した委任された法行為は、欧州議会又は理事会に対してその通知を行ってから2か月以内にそのどちらからも異議の申立てがなかったとき又は当該期限までに欧州議会及び理事会が欧州委員会に対し反対の意思のないことを表明したときに限って施行されるものとする。

る。欧州委員会又は理事会による延長の発議があったときは、当該期限は2か月延長されるものとする。

第52条 緊急手続

1. この条の規定に基づいて採択された委任された法行為は、遅滞なく実施されるものとし、第2項の規定による異議の申立てがない限り適用されるものとする。欧州議会及び理事会に対する当該委任された法行為の通知は、緊急手続を用いる理由を説明するものでなければならない。
2. 欧州議会又は理事会は、第51条第5項に規定する手続に基づいて、委任された法行為に反対することができる。その場合には、欧州委員会は、欧州議会又は理事会による反対決定の通知後、遅滞なくその法行為を廃止しなければならない。

第53条 廃止

1. 指令87/250/EEC、90/496/EEC、1999/10/EC、2000/13/EC、2002/67/EC及び2008/5/EC並びに規則（EC）No 608/2004は、2014年12月13日に廃止する。
2. 廃止された法令への引用は、この規則への引用と解釈しなければならない。

第54条 経過措置

1. 2014年12月13日より前に市場に卸され、又は食品情報表示を付与された食品で、この規則に規定する要件に適合しないものは、その食品の在庫が尽きるまで販売することができる。

第9条第1項(1)に規定する要件に適合しない食品は、2016年12月13日より前に市場に卸され、又は食品情報表示を付与されたものであれば、その在庫が尽きるまでこれを販売することができる。

附則第Ⅵ B部に規定する要件に適合しない食品は、2014年1月1日より前に、市場に卸し、又は食品情報表示を付与したものであれば、その在庫が尽きるまでこれを販売することができる。

2. 2014年12月13日から2016年12月13日までの間、任意に栄養表示を提供する場合は、第30条から第35条までの規定に従わなければならない。

3. 指令90/496/EEC、規則(EC) No 1924/2006第7条及び規則(EC) No 1925/2006第7条第3項の規定にかかわらず、この規則第30条から第35条までの規定に基づいて情報表示が付与された食品は、2014年12月13日の前まで販売することができる。

欧州議会及び理事会規則(EC) No 853/2004、(EC) No 854/2004及び(EC) No 882/2004の実施のための経過措置を定める2009年11月30日の欧州委員会規則(EC) No 1162/2009³⁶⁾の規定にかかわらず、この規則附則第Ⅵ B部の規定に基づいて情報表示が付与された食品は、2014年1月1日の前まで販売することができる。

第55条 施行及び適用期日

この規則は、欧州連合の官報に掲載して公布した日から起算して20日を経過した日から施行する。

特例として、第9条第1項(1)の規定は、2016年12月13日から適用し、附則第Ⅵ B部の規定は、2014年1月1日から適用する

ものとし、それ以外の規定は、2014年12月13日から適用しなければならない。

この規則は、そのすべてが拘束力を有し、かつ、すべての加盟国に直接効力を有する。

2011年10月25日、ストラスブールにて (省略)

附則第Ⅰ 用語の詳細な定義 (省略)

附則第Ⅱ アレルギー又は不耐性を誘発する物質又は製品 (省略)

附則第Ⅲ 表示事項に追加的事項を記載しなければならない食品 (省略)

附則第Ⅳ 小文字エックスの高さの定義 [文字の大きさの定義] (省略)

附則第Ⅴ 義務的な栄養表示の要件から除外される食品 (省略)

附則第Ⅵ 食品の名称及びこれに付帯して表示する特定の事項 (省略)

附則第Ⅶ 原材料の表示 [方法] 及び [用語の] 指定 (省略)

附則第Ⅷ 原材料の量の表示 (省略)

附則第Ⅷ 正味量の表示 (省略)

附則第Ⅸ 賞味期限、消費期限及び冷凍日付 (省略)

附則第Ⅹ 原産国又は原産地表示が義務とされる肉の種類 (省略)

附則第Ⅺ アルコール度数 (省略)

附則第Ⅻ 基準摂取量 (省略)

附則第Ⅻ 換算係数 (省略)

附則第Ⅻ 栄養表示の表現及び提示 (省略)

(うえつき けんじ・専門調査員)

³⁶⁾ “COMMISSION REGULATION (EC) No 1162/2009 of 30 November 2009 laying down transitional measures for the implementation of Regulations (EC) No 853/2004, (EC) No 854/2004 and (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council,” Official Journal of the European Union, L314, 1.12.2009, pp.10-12.